

前回（第1回）緊急対策協議会におけるセクシュアル・ハラスメント 防止対策等のポイント

○受付窓口、相談員のあり方

- ・ 相談員を学外の弁護士などとし、顕名の相談者からの相談を受けてもらう。
- ・ 身内をかばったり、もみ消し、隠蔽がないよう各チェックポイントごとに学外者の目が入るようにする。
- ・ 相談窓口は、学部学生が所属学部の相談者に相談する形になっている。より広く、匿名性が高い窓口を設けるべき。
- ・ コンプライアンス体制の二本立
内部…職制上の報告・相談・連絡
外部…ヘルプライン、ホットラインの外の窓口

○防止対策委員会の役割について

- ・ 実際に調査に当たった者が、処分の量定について参考意見として付せるように柔軟にできないか。（情状などの内容が上に上がらないと、適正な処分はできない。）

○辞職者の取り扱い

- ・ 懲戒に該当することがあった場合、処分が決定するまで辞職を認めないなどのシステムを検討する。（調査中であるものは、1ヶ月を超えても辞職を認めないなどの規定が可能か）

○退職金支払いの見直し

- ・ 調査中であるものは1ヶ月の期間を超えても辞職を認めないとか、それが難しい場合には退職金を出せないように規程の見直しを検討する。

○全学規則の見直し

- ・ 調査委員会の結論が、間違いなく学長まで届くように、わかりやすい規則にする。
- ・ 改正した場合に、趣旨がわかる解説を準備する。

○研修の義務化

- ・ 健康診断のように研修の義務化を検討する。